

○住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第七百三十一号）の一部改正（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																																	
<p>住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件 第一（略） 表一（略） 表二</p>	<p>住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件 第一（略） 表一（略） 表二</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">二 （略）</td> <td colspan="2">住宅に関する基本的な事項</td> <td rowspan="3">確認の方法</td> <td rowspan="3">(イ)</td> <td rowspan="3">(ロ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ)</td> </tr> <tr> <td>一 当該住宅の概要に関する事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>設計図書又は平成十四年国土交通省告示第七百二十七号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	二 （略）	住宅に関する基本的な事項		確認の方法	(イ)	(ロ)	(イ)		一 当該住宅の概要に関する事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設計図書又は平成十四年国土交通省告示第七百二十七号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">二 （略）</td> <td colspan="2">住宅に関する基本的な事項</td> <td rowspan="3">確認の方法</td> <td rowspan="3">(イ)</td> <td rowspan="3">(ロ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ)</td> </tr> <tr> <td>一 当該住宅の概要に関する事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>設計図書又は平成十二年建設省告示第六百六十二号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	二 （略）	住宅に関する基本的な事項		確認の方法	(イ)	(ロ)	(イ)		一 当該住宅の概要に関する事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設計図書又は平成十二年建設省告示第六百六十二号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。	(略)
二 （略）	住宅に関する基本的な事項			確認の方法	(イ)				(ロ)																										
	(イ)																																		
	一 当該住宅の概要に関する事項	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	設計図書又は平成十四年国土交通省告示第七百二十七号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。	(略)																														
二 （略）	住宅に関する基本的な事項		確認の方法	(イ)	(ロ)																														
	(イ)																																		
	一 当該住宅の概要に関する事項	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	設計図書又は平成十二年建設省告示第六百六十二号第二号に定める申告書（以下「申告書」という。）により行うものとする。	(略)																														

九 建築基準法第十二条に基づく定期調査等に関する事項	四〇八(略)	(略)	(略)	三 新築時の建築関係図書に関する事項	(略)
				(3) 独立行政法人住宅金融支援機構(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。)が行う資金の貸付け(新築住宅に係るものに限る。)に係る工事の検査を受けた旨の図書の有無	(略)
(2) 建築基準法第十二条第三項に基づく定期検査に係る指定の有無及び当該住宅の建築設備(昇降機を除く。)に係る当該定期検査の記録を記載した図書の有無	(略)	(略)	(略)	当該図書が提示されたか否かにより行うものとする。	(略)
				指定の有無にあつては申告書により行い、定期検査の記録を記載した図書の有無にあつては当該図書が提示されたか否かに	

九 建築基準法第十二条に基づく定期調査等に関する事項	四〇八(略)	(略)	(略)	三 新築時の建築関係図書に関する事項	(略)
				(3) 住宅金融公庫が行う資金の貸付け(新築住宅に係るものに限る。)に係る工事の検査を受けた旨の図書の有無	(略)
(2) 建築基準法第十二条第二項に基づく定期検査に係る指定の有無及び当該住宅の建築設備(昇降機を除く。)に係る当該定期検査の記録を記載した図書の有無	(略)	(略)	(略)	当該図書が提示されたか否かにより行うものとする。	(略)
				指定の有無にあつては申告書により行い、定期検査の記録を記載した図書の有無にあつては当該図書が提示されたか否かに	

			十一 維持管理の計画等に関する事項	十 (略)	
			(1) 当該住宅を含む建築物（共同住宅等に限る。以下本項において同じ。）に係る管理組合（マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号） 第二条第百四十九号 ） 第二条第百四十九号 ）の管理組合をいう。 。の管理規約の有無及び改訂の履歴並びに当該管理規約における次に掲げる事項の記載の有無 イ〜へ (略)	(略)	より行うものとする。
		(3) 次に掲げる検査等の記録を記載した図書の有無及び当該検査等を行った時期で直近のもの イ 建築基準法第十 二条第三項 に基づ		(略)	(イ)項に掲げる検査等の記録を記載した図書の有無にあっては当該図書が提示されたか否かにより行い、当該

			十一 維持管理の計画等に関する事項	十 (略)	
			(1) 当該住宅を含む建築物（共同住宅等に限る。以下本項において同じ。）に係る管理組合（マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号） 第二条第百四十九号 ）の管理組合をいう。 。の管理規約の有無及び改訂の履歴並びに当該管理規約における次に掲げる事項の記載の有無 イ〜へ (略)	(略)	より行うものとする。
		(3) 次に掲げる検査等の記録を記載した図書の有無及び当該検査等を行った時期で直近のもの イ 建築基準法第十 二条第二項 に基づ		(略)	(イ)項に掲げる検査等の記録を記載した図書の有無にあっては当該図書が提示されたか否かにより行い、当該

第二 (略)	十二 (略)		
	(略)	(略)	く昇降機に係る検査 ロ・ハ(略)
	(略)	(略)	検査等を行った時期で直近のものにあつては提示された図書により行うものとする。

第二 (略)	十二 (略)		
	(略)	(略)	く昇降機に係る検査 ロ・ハ(略)
	(略)	(略)	検査等を行った時期で直近のものにあつては提示された図書により行うものとする。